

# 安全管理の基礎(3)

2007.8 レーバー・スタンダード研究所

## 3 労働安全衛生法の構成

労働安全衛生法の構成(\*1)は、全 123 か条。刑罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）をもって履行を強制する行政刑罰法規である。行為者を処罰するほか法人に対しても罰金刑を科す「両罰規定」に特徴がある(\*2)。最近では、平成 18 年 4 月 1 日施行の大幅改正が行われた。

### (\*1) 労働安全衛生法の構成～早見表 (2007 年版)

労働安全衛生法は、本法（昭和47年法律第57号）のもとに、政令（労働安全衛生法施行令）および省令（労働安全衛生規則、ボイラ則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、鉛則、四鉛則、特化則、高圧則、電離則、酸欠則、事務所則、粉じん則等々）から構成されている。

法体系は膨大であるが、全体の構成を俯瞰的に見て理解するためには、「労働安全衛生法早見表(2007年版)」[資料4](#)が参考になる



### (\*2) 労働安全衛生法と罰則～法第12章 罰則(第116条～第122条)

罰則は、最高刑で3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(第116条) から、50万円以下の罰金(第121条) まで6種類が規定されている。

〔両罰規定〕

第122条は、法人の代表者又は法人・人の従業者が違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人・人に対しても罰金刑を科すると規定している。

事業主に、従業者の選任、監督その他違反行為を防止するために必要な注意を尽くさなかった過失があったものと推定されることから、事業主にも罰金刑を科するとされているものである。事業主(法人等)が処罰を免れるためには、前記、過失がなかったことを立証する必要があるが、推定規定を覆すことは多くの場合、難しい。

## 労働安全衛生法早見表 (2007年版)

レーバー・スタンダード研究所

(本早見表は2006.4.1現在の施行法律を反映しています)

労働安全衛生法(昭和47. 法律第57号)			労働安全衛生法施行令	条項	関係省令	条項	
<b>第1章 総則</b>	目的 定義 事業者の責務 労働者の遵守義務 事業者に関する規定の適用	1条 2条 3条 4条 5条	政令で定める事項の定義	令1	共同企業体	則1	
	<b>第2章 計画</b>	労働災害防止計画	6~9条				
<b>第3章 安全衛生管理体制</b>	<b>総括安全衛生管理者</b>	<b>10条</b>	総括安全衛生管理者を選任すべき事業場	令2	総括安全衛生管理者の選任、代理者、 <b>統括管理する業務</b>	則2.3、則3の2	
	<b>安全管理者</b>	<b>11条</b>	安全管理者を選任すべき事業場	令3	安全管理者の選任、 <b>資格、権限の付与</b>	則4.5.6	
	衛生管理者	12条	衛生管理者を選任すべき事業場	令4	衛生管理者の選任、 <b>共同の衛生管理者、資格、権限の付与</b>	則7~12	
	安全衛生推進者 衛生推進者 <b>産業医</b>	12条の2 <b>13条</b> (13条の2)	産業医を選任すべき事業場	令5	安全衛生推進者等を選任すべき事業場、 <b>選任、氏名の周知</b> 産業医の選任、 <b>職務、権限の付与、</b>	則12の2,3.4 則13~15(15の2)	
	作業主任者	14条	作業主任者を選任すべき作業	令6	作業主任者の選任、 <b>職務分担、氏名の周知</b>	則16,17,18	
	統括安全衛生責任者	15条	統括安全衛生責任者を選任すべき業種等	令7	統括安全衛生責任者の代理者	則20	
	元方安全衛生管理者	15条の2			元方安全衛生責任者の選任、 <b>資格、権限の付与</b>	則18の3,4,5	
	店社安全衛生管理者	15条の3			店社安全衛生管理者の選任にか係る労働者数、 <b>資格、職務</b>	則18の6,7,8	
	安全衛生責任者 <b>安全・衛生委員会</b>	16条 <b>17~19条</b>	安全・衛生委員会を設けるべき事業場	令8,9,10	安全衛生責任者の職務 <b>委員会の付議事項、会議、</b>	則19 <b>則21,22,23</b>	
	<b>安全管理者等への教育</b>	<b>19条の2</b>			能力向上教育に関する指針 安全衛生マネジメントシステムに関する指針	則24, 24の2	
<b>第4章 労働者の危険、健康障害防止の措置</b>	事業者の講ずべき措置等	20~27条			[第2編安全基準]一般機械、建設機械、型枠支保工、爆発火災、電気、掘削作業、ずい道等建設作業、鉄骨その他の組立作業、墜落、飛来崩壊、道路、足場、作業構台、土石流	安衛則101~634条 ボイラ則、クレーン則、ゴンドラ則、有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則、高圧則、電離則、酸欠則、粉じん則、事務所則	
	危険を防止するために必要な措置 作業方法から生ずる危険の防止措置 健康障害を防止するために必要な措置 就業場所の保全、換気等、清潔に必要な措置 労働者の作業行動から生ずる危険の防止措置 災害発生の急迫した危険 ずい道、圧気の火災等事故の救護 その他の措置	20条 21条 22条 23条 24条 25条 25条の2 26~27条 28条	25条の2の政令で定める仕事	令9の2	[第3編衛生基準]有害な作業環境、保護具、 <b>積換、採光、照明、温度、湿度、休養、食堂、炊事場</b>		
	技術上の指針の公表等 <b>リスクアセスメント及びリスクの低減措置</b>	28条の2			リスクアセスメントの実施時期、 <b>指針の公表</b>	則24の11,12	
	元方事業者の講ずべき措置	29条、29条の2			土砂崩壊のおそれのある場所、 <b>土石流が発生するおそれがある場所等5つの場所</b>	則634条の2	
	特定元方事業者の講ずべき措置 <b>製造業等の元方事業者の講ずべき措置</b>	30条 <b>30条の2</b>			協議組織、連絡及び調整、 <b>巡視、合図の統一、足場、型枠支保工、機械・器具、軌道装置、物品揚卸口、圧気工法設備、統括責任者、元方管理者、店社管理者の選任報告</b>	則635~664	
	25条の2の仕事で講ずべき救護措置者 注文者の講ずべき措置 化学設備の清掃等の作業の注文者による <b>文書交付</b>	30条の3 31条 <b>31条の2</b>					
	建設機械を用いて行う混在作業において講ずべき注文者の措置 違法な指示の禁止 <b>請負人の講ずべき措置等</b>	31条の3 31条の4 <b>32条</b>	政令で定める機械等	令10	機械等貸与者等に関する特別規制	則665~668	
	機械等貸与者等の講ずべき措置等	33条	政令で定める建築物	令11	建築物貸与者に対する特別規制	則670~678	
	建築物貸与者の講ずべき措置	34条			[第4編特別規制]	(則634条の2~)	
	重量表示 厚生労働省令への委任	35条 36条					
	<b>第5章 機械等及び有害物に関する規制</b>	[機械等に関する規制] 製造許可、検査、検査証 譲渡等の制限、突起物防護、機械等の回収命令等、検定、定期自主検査等、代行機関	37~41条 42~54条の6	製造許可を受けるべき特定機械等	令12	特定機械等の製造許可、 <b>検査、検査証の交付</b>	ホ、ク、コ則 則27,27の2 則25
		[有害物に関する規制] 製造禁止、製造許可表示等	55,56条 <b>57条</b>	規格又は安全装置を具備すべき機械等、突起物等、個別検定、型式検定を受けるべき機械等、定期自主検査を行うべき機械等 製造等禁止物質、製造許可を受けるべき有害物 名称等を表示すべき有害物	令13,14,14の2,15 令16,17 令18	規格等具備しないもの- <b>使用の禁止、突起物の防護措置、通知事項、検定、各定期自主検査</b> 製造等禁止の例外及び製造基準 製造許可の基準 名称等の表示	則30~34の2 則34の2の2~6 則34の3~34の21
		<b>文書の交付等</b>	<b>57条の2</b>	名称等を通知すべき有害物	令18の2	名称等の通知	
化学物質の有害性の調査 (削除)		57条の3,4,5 58条	有害性の調査等	令18の3,4,5	有害性の調査等		

<b>第6章 労働者の就業に当たっての措置</b>	安全衛生教育  <b>職長等の教育</b> 能力向上教育 就業制限  中高年齢者についての配慮 国の援助 (削除)	59条  <b>60条</b> 60条の2 61条  62条 63条 64条	職長教育を行うべき業種  就業制限に係る業務	令19  令20	雇入れ時、作業内容変更時、特別教育 <b>職長教育</b> 指針の公表 就業制限についての資格 免許を受けることができる者	則35～39  則40 則40の2 則41、62、 ホ則、ク則 等
<b>第7章 健康の保持増進のための措置</b>	作業環境測定、作業環境測定 結果の評価  作業の管理 作業時間の制限  健康診断、自発的健診、結果 の記録  健診結果～医師意見の聴取 <b>健康診断実施後の措置</b> <b>健康診断結果の通知</b> 保健指導 <b>長時間労働者に対する面接指          導制度の整備</b>  健康管理手帳 病者の就業禁止  健康教育 体育活動についての便宜供与 等、指針の公表、国の援助	65、65条 の2  65条の3 65条の4  66、66条 の2、3  66条の4 <b>66条の5</b> <b>66条の6</b> 66条の7 <b>66条の          8、9</b>  67条 68条  69条 70、70条 の2、71 条	作業環境測定を行うべき作業場  健康診断を行うべき有害な業務  健康管理手帳を交付する業務	令21  令22  令23	省令で定める令21条の具体的作業 場 評価の結果に基づく措置、作 業環境評価基準  高圧下の時間、潜水時間  雇入れ時健診、定期健診、特例、特定 業務従事者、海外派遣、結核の各健 診、給食従事者の検便、記録の保 存、結果報告の義務 医師等からの意見聴取 指針の公表 健康診断結果の通知  対象労働者の要件、実施方法、確認、証 明、記録の作成、医師意見の聴取  健康管理手帳の交付 省令で定める疾病  指針の公表～労働者の健康保持増 進のための指針	粉じん25、 則587～589 等  高圧則 15.27 則43～ 47、衛生 関係則、 則51.52  則51の2 則51の3 則51の4  則52の 2,3,4,5,6,7 ,8附則 則53等 則61、高 圧則等  則61の2 S63公示1
<b>第7章の2 快適な職場環境形成のための措置</b>	事業者の講ずる措置 快適な職場環境形成のための 指針の公表等 国の援助	71条の2 71条の3  71条の4			快適な職場環境形成のための措置 に関する指針 快適職場認定制度	H4労告59  則61の3
<b>第8章 免許等</b>	免許  技能講習、指定教習機関	72～75 条の12  76,77条			区分、受験資格、試験科目、有効期 間、取消し、免許交付手続きの省令 委任、免許試験、試験機関等 区分等、指定教習機関	安衛則そ の他の省 令  安衛則そ の他の省 令
<b>第9章 安全衛生改善計画等</b>	安全衛生改善計画の指示等 安全衛生診断 安全・衛生コンサルタント	78,79条 80条 81～87 条			改善計画作成指示の方法	則84
<b>第10章 監督等</b>	<b>計画の届出等</b>  大臣の審査、労働局長の審査  労働基準監督署長、労働基準監督 官の権限、司法警察の職務 産業安全専門官、労働衛生専門官 労働衛生指導医 厚生労働大臣の権限 労働者の申告、不利益取扱い の禁止 使用停止命令等、災害緊急時 の作業停止命令等 講習の指示、報告等	<b>88条</b>  89、89条 の2  90～92 条 95条 93,94条 96条 97条  98,99条  99条の 2,3、 <b>100          条</b>	計画の届出をすべき業種等	令24	仕事の範囲、計画の届出、審査等 (H18.4計画届の免除制度-則87～87 の10)  審査委員の指名 法89の2の省令で定める仕事  労働基準監督署長及び監督官 労働基準監督官の司法警察権限  任期 立入検査証票  労働災害防止業務従事者講習、就 業制限業務従事者講習、事故報告、 死傷病報告、 <b>有害物ばく露作業報告</b>	安衛則85 ～92条の3 及びボ、 ク、ゴ、有、 特則等 則93,94 則94の 2,3,4 則95  則95の2 則95の3  則95条の 4,5、6、 <b>則          96,97,98</b>
<b>第11章 雑則</b>	法令の周知、ガス工作物等、書 類の保存  <b>健康診断に対する秘密の保持、</b> 疫学的調査、手数料、公示、適 用除外	101～ 103条  <b>104～          115条</b>	102条の政令で定める工作物	令25	法令の周知方法 書類の保存  疫学調査結果の報告 申請書の部数、様式の任意性	則98の2 各省令の 規定 則98の3 則99,100
<b>第12章 罰則</b>	罰則(3年以下の懲役又は300万円 以下の罰金～50万円以下の罰金)  両罰規定	115条の 2～121 条 122条				